

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月及び同年3月

私は昭和56年2月10日にA市役所の年金窓口に行き、夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、同時期から保険料納付を開始した。申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納付した記憶があり、夫は納付となっているのに私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険との切替手続についても複数回適切に行っており、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金に係る加入手続や保険料納付を一緒に行ってきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の夫の申立期間に係る保険料は現年度納付されていることが推認できることから、申立人の供述に不自然さは無く、申立人の申立期間についても納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していた。妻が納付済みとなっているのに対して私の記録は申請免除期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立期間以降、申立人及び申立人の妻に国民年金保険料の未納期間はない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を同時に納付してきた旨を主張しているところ、申立人及び申立人の妻に係る納付記録によると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年以降は、申立期間を除き、夫婦の納付状況が一致していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人の妻は、当初申請免除期間であった申立期間の国民年金保険料を追納している記録が確認できることから、申立人の申立期間についても、追納したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から40年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで

私は、20歳の時にA区役所で国民年金の加入手続を行い、昭和38年9月から40年3月までの未納となっている国民年金保険料は区役所で納付した。

昭和44年7月から45年3月までの未納となっている期間は、B市で当時居住していた地区の婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、9か月と比較的短期間であり、申立期間②前後の国民年金保険料は現年度納付されていることから、申立期間②についても国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から昭和40年4月以降に払い出されていることが推認できるところ、この時点で申立期間の一部は既に過年度となり、申立人が主張する区役所窓口での保険料納付（現年度納付）はできなかったものと考えられる。

このほか、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和47年にA社に入社し、現在まで同社に勤務しているのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

会社の組織変更によりA社B営業所が昭和50年4月1日から同社C営業本部になっただけであり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び雇用保険の加入記録並びにA社が保管する在籍証明書等の人事記録から、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間当時は同社B営業所に在籍していたことが確認できる。

また、A社の人事担当者に照会した結果、「申立人は正社員であり、昭和50年3月分の厚生年金保険料を給与から控除していたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和50年2月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B営業所は昭和50年3月31日に適用事業所ではなくなっている。しかし、同年4月1日に同社C営業本部

が適用事業所となり、同社B営業所に在籍していた申立人を含めほぼすべての元同僚が同年3月31日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年4月1日付けで同社C営業本部における被保険者資格を再取得していることが認められ、申立人及び複数の元同僚の主張するとおり、組織変更が行われたものであり、申立期間当時も同社B営業所として、適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 9 日から 33 年 4 月 16 日まで
② 昭和 34 年 6 月 7 日から 37 年 7 月 1 日まで

A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、請求した覚えはない。

脱退手当金は受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取消し厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が勤務した申立期間①のA社及び申立期間②のB社に係る厚生年金保険被保険者期間（合計 51 か月）を計算の基礎として、昭和 38 年 1 月 21 日に申立人に対する脱退手当金が支給されていることが確認できる。

一方、申立人には、申立期間①及び②の間の昭和 33 年 9 月 25 日から同年 12 月 23 日までの期間においてC社での厚生年金保険被保険者期間（5 か月）が確認でき、当該期間については脱退手当金の計算の基礎とされていない。

しかしながら、本来脱退手当金の支給事務においては、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものとされており、これを申立人が失念するとは考え難い上、申立人に係る 3 回の被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間①及び②の期間だけ支給され、その間のC社での厚生年金保険被保険者期間については支給されていないのは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 282 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から26年10月1日まで

私は、昭和23年にB社C支所に入社し、24年7月にA社に改組後も引き続きD営業所の所長として勤務していた。

しかし、社会保険庁の厚生年金保険の記録では、申立期間の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、B社C支所において昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年7月1日に資格喪失後、26年10月1日にA社において被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の供述並びに申立人が所持する当時のノートに辞令や月俸が記載されていることが確認できることから判断すると、申立人が昭和23年3月にB社C支所に入社して以降、申立期間を通じ、継続してD営業所の所長として勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社で給与計算の事務を担当していたとする元同僚は、「給与計算は地方の営業所についても、本社で計算しており、すべての従業員の給与から社会保険料を控除していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年10月の社会保険事務所の記録及び申立人のノートに記載されている俸給額から判断すると、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に解散している上、当時の事業主も死亡しており聴取することができないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年1月15日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B売店における資格取得日に係る記録を23年1月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から22年4月21日まで
② 昭和23年1月15日から同年8月1日まで

私は、昭和21年10月1日にA社（現在、C社）に入社し、定年退職するまで月給制の従業員として継続勤務し、社会保険料を給与から控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、C社から提出された在職期間証明書及び雇用保険の加入記録並びに社会保険庁の申立期間前後のオンライン記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年1月15日に同社D売店から同社B売店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険庁のオンライン記録から、500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったと認めることができない。

- 2 一方、申立期間①については、元同僚の証言及びC社から提出された在職期間証明書から、申立人が、申立期間①当時、A社D売店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚は「私は、約8か月間勤務したが、厚生年金保険の加入記録は2か月しかない。最初の期間は見習いだったと思う。」と証言している。また、申立人の上司であったとする者は、申立人及び当該元同僚の供述から、申立人がA社D売店に入社する以前から同社同店に勤務していたものと認められるところ、社会保険庁のオンライン記録から、当該上司の厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人と同じ昭和22年4月21日付けであることが確認できる。これらの事実からすれば、当時、事業主は従業員が入社してから、一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたものと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和39年4月6日、資格喪失日は40年2月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和39年4月から同年9月までは1万2,000円及び同年10月から40年1月までは1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月6日から40年2月16日まで

私は、昭和39年4月から40年2月までB市に所在したA社の従業員として勤務したので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社における被保険者記録が確認できる元従業員の氏名を申立人が記憶していることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票には、申立人と氏名の一部及び生年月日が相違する未統合記録が確認できる。

さらに、申立人は、戸籍の附票から、昭和39年4月2日にC市からA社が所在したB市に転居し、40年4月19日に再度、C市に転居していることが確認でき、当該未統合記録の被保険者資格取得日及び資格喪失日とほぼ一致することなどから判断すると当該未統合記録は、申立人の記録であると推認できる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和39年4月から同年9月までは1万2,000円及び同年10月から40年1月までは1万4,000円とすることが必要である。

大分国民年金 事案 628 (事案 519 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から41年3月まで

昭和41年4月にA市へ転入した際に国民年金に加入したが、数か月後に、地区の婦人会の役員が来て、「市から依頼された。」と言って、申立期間の国民年金保険料を過去にさかのぼって数千円請求された。当時は大金だったのですぐには払えなかったが、後日、お金を工面して一括して婦人会の役員に納付した。

このことについて、前回の申立てが認められなかったことに納得できないので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和41年10月時点では、申立期間の大部分は過年度となるが、A市によると、申立期間当時、婦人会では、現年度の国民年金保険料のみを徴収し、過年度納付及び特例納付の保険料は取り扱っていなかったと回答している上、41年は特例納付の実施時期でないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年5月15日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回、申立てが認められなかったことに納得できない。」と主張し、再度申立てをしているが、申立人から申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる新たな証言は無く、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 629

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私が国民年金に加入した時は保険料をA市が取り扱っていた。昭和52年までの前納は1月から12月までの12か月分(年払い)であったが、昭和53年度からは前納が4月から翌年3月までの12か月分(年度払い)になった。

このような納付形式の変更により、前納を続けてきた私の申立期間が未納となっているが、私が所持している「昭和52年度(4期分)・昭和53年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書」には領収印が押されているので、これをもって、申立期間の保険料も含めて15か月分(昭和53年1月から54年3月まで)を納付したことを示していると考えられる。

納付形式の変更により未納とされている申立期間の3か月の保険料を納付と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年度(4期分)・昭和53年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書」を所持しており、当該通知書兼領収書の「53年度保険料前納領収日付印」欄には金融機関領収印(53.1.25)が押されていることが確認できる。今回、申立人は、「当該領収印は、申立期間を含む昭和53年1月から54年3月までの15か月間の国民年金保険料を一括前納したことを示すものである。」として、申立期間の納付記録の訂正を求めて申立てをしている。

しかしながら、上記金融機関領収印は、昭和53年度分の国民年金保険料を前納(53年度分の保険料3万7,560円が前納により910円割引)したことを示す「53年度前納」欄に押印されていることが確認できる上、当該領収書において、申立期間を納付したことを示す「昭和52年度第4期領収日付印」欄

には金融機関の領収印が押されていないことから判断すると、申立人が主張する一括納付では、申立期間を含む国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

また、申立人は、昭和 53 年 9 月 20 日付けで社会保険事務所が発行した申立期間に係る保険料未納通知書を所持していることから、申立期間について国民年金保険料が納付されたことをうかがうことはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 10 日から 53 年 3 月 31 日まで
私は、A社が操業するに当たり、事務職として声がかかり同社に勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認することができない上、元同僚に照会しても「当時、A社は厚生年金保険に加入していなかった。」旨の証言をしている。

また、申立人は、現地採用従業員の給与事務を担当しており、「工場勤務の従業員は、パート扱いで厚生年金保険に加入していなかったと思うが、私は事務職だったので、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と述べているが、A社は既に解散していることから、当時の親会社のB社に照会したところ、「A社の関係書類は保存していない。」旨の回答をしており、厚生年金保険の加入状況等は不明である上、関係者に照会しても、申立人の給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し国民年金保険料を納付している。

なお、元同僚のうち、B社からA社に派遣されていた者には、B社における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者原票を調査したものの、申立期間において、申立人

の氏名は確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 19 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和 19 年 10 月 1 日以前の加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間はA社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社(現在、B社)の健康保険被保険者名簿の記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 18 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 19 年 3 月 25 日から同年 9 月 30 日までの期間において同社に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、申立期間は、労働者年金保険法(昭和 16 年法律第 60 号)の施行期間であり、男子現業労働者が被保険者とされており、常時 5 人以上の労働者を使用する一定の事業場の労働者への適用拡大は、昭和 19 年 6 月 1 日に施行された厚生年金保険法(昭和 19 年法律第 21 号)に基づき実施(昭和 19 年 10 月 1 日から保険料の徴収及び保険給付が開始)されているところ、申立期間当時、A社の事業は購買事業及び販売事業であり、同事業に従事する労働者は労働者年金保険の適用対象ではなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険法の適用準備期間であることから、申立人は、厚生年金保険被保険者とはなり得ない期間である。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険被保険者名簿から、同

社において昭和 19 年 5 月までに健康保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日当時に同社に在籍していた 39 人の元同僚は、すべて申立人と同様に同年 10 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで

私がA社の代表取締役であった期間の標準報酬月額は44万円以上あったはずである。当時の社会保険料変更通知書にも44万円と記載されている。

しかし、社会保険庁の記録では低く記録されており納得できない。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成9年4月から同年9月までは44万円及び同年10月から10年2月までは47万円と記録されていたところ、A社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった10年3月1日より後の同年3月6日付けで、9年4月から同年9月までは11万円に、同年10月から10年2月までは15万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所に行って相談した記憶は無いが、社会保険の事務手続に必要な会社の書類には自ら押印していた。」と供述しているところ、同社から社会保険の事務手続を依頼されていたとする社会保険労務士事務所は、「事業主からの依頼がないと遡及訂正のような手続はしない。」と証言しており、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る

記録の訂正を認めることはできない。

大分厚生年金 事案 399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月21日から28年ごろまで

私は、昭和22年に、A事業所B出張所に入職し、28年ごろまでの約6年間勤務した。途中、A事業所はC事業所に改称したが、引き続き勤務していた。

社会保険庁の記録では、昭和25年9月に被保険者資格を喪失したことになっており、申立期間の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年にA事業所B出張所に就職し、25年ごろにA事業所はC事業所に改称されたものの、その後、28年ごろに民営化されるまで引き続きC事業所B出張所に勤務していたと主張している。

しかしながら、C事業所史料によると、A事業所は昭和23年に閉鎖され、C事業所が事業を引き継ぎ、25年9月に民営化されたと記載されている上、当該事業所に勤務していたとする複数の元同僚も、「A事業所からC事業所になったのは22年か23年ごろであり、C事業所が民営化され、閉鎖されたのは25年か26年ごろだった。」と述べており、申立人の主張と相違する。

また、申立人が同時期に退職したとする元同僚は、昭和25年10月1日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から聴取したものの、申立期間当時、申立人が勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 29 日から 46 年 12 月 29 日まで
② 昭和 47 年 3 月 15 日から 53 年 9 月 25 日まで
③ 昭和 54 年 2 月 1 日から平成 3 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社にそれぞれ勤務していたが、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されているのは納得できない。

申立期間①、②及び③の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②について、給与月額が社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額を上回る金額であったと主張しているものの、申立人は、当該期間に係る保険料額についての記憶は無く、当該期間に係る保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していないため、標準報酬月額の基となった報酬月額等を確認することができない上、申立期間①のA社(現在、D社)は当時の賃金台帳等を保管していないこと、及び申立期間②のB社は既に全喪失しており、当時の事業主等も居所不明であることから、両事業所の申立人に係る保険料控除等の関連資料を確認することができない。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において確認できる元同僚の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見受けられない上、社会保険事務所が保管するA社及びB社における申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録と社会保険庁のオンライン記録は一致しており、遡^{さかのぼ}って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見受けられない。

2 申立人は、申立期間③についても、給与月額が社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額を上回る金額であったと主張しているものの、申立期間③のうち、昭和58年12月から平成3年10月までの期間については、C社が保管する資料（所得税源泉徴収簿兼賃金台帳）で確認できる保険料控除額は、適切であり、社会保険庁の記録とも一致していることが確認できる。

また、C社は、「昭和58年11月以前の資料は保管していないが申立人について特に目立った降給等はなかったと思われる。」と回答している。

さらに、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において確認できる元同僚の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見受けられない上、社会保険事務所が保管するC社における申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録と社会保険庁のオンライン記録は一致しており、遡^{さかのぼ}って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見受けられない。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。